

(案)**令和7年5月26日より前に許可対象となる工事に着手****して完了していない盛土等については届出が必要です。**

令和7年5月26日の規制区域指定の際、許可対象（市HP規制の対象となる主な行為参照）となる工事に着手して、現在も工事を行っており、完了していない場合は、指定日から21日以内に届出書を提出しなければなりません。

- ・届出期間 令和7年5月26日（月）から令和7年6月16日（月）まで
- ・届出窓口 船橋市役所建築部宅地課（市役所6階）電話 047-436-2690
- ・受付時間 月曜から金曜までの午前9時から午後5時まで（祝休日を除く）

【提出書類】 （1）届出書＋（2）添付図面 各一部**（1）届出書**

- ①宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（[省令別記様式第15](#)）
- ②土石の堆積に関する工事の届出書（[省令別記様式第16](#)）

（2）添付図面

図面の種類	明示すべき内容	備 考
1. 位置図	縮尺（任意の縮尺）、方位、道路及び目標となる地物	○工事を行う土地を赤線で囲い明確にすること。
2. 土地の平面図	【土地の形質変更】 （省令別記様式第15関係） 縮尺（任意の縮尺）、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	○工事を行う土地を赤線で囲い明確にすること。 ○植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を明記すること。
	【土石の堆積】 （省令別記様式第16関係） 縮尺（任意の縮尺）、方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

一定の規模を超える工事[※]の場合は、上記届出書及び添付図面に加えて地形図、写真を添付してください。

図面等の種類	明 示 す べ き 内 容	備 考
1. 地形図	縮尺（任意の縮尺）、方位及び土地の境界線	○等高線は2 mの標高差を示すものであること。
2. 写真	工事を行う土地及び周辺の写真等	○盛土又は切土をしている土地又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かるものとする。

※一定の規模を超える工事とは

【土地の形質変更】

（省令別記様式第15関係）

- (1) 盛土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖を生ずることとなるもの
- (2) 切土をした土地の部分に高さが5 mを超える崖を生ずることとなるもの
- (3) 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5 mを超える崖を生ずることとなるもの
- (4) (1)又は(3)に該当しない盛土であって、高さが5 mを超えるもの
- (5) (1)～(4)のいずれにも該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3, 000 m²を超えるもの

【土石の堆積】

（省令別記様式第16関係）

- (6) 高さが5 mを超える土石の堆積でその面積が1, 500 m²を超えるもの
- (7) (6)に該当しない土石の堆積でその面積が3, 000 m²を超えるもの

届出内容の公表

届出のあった内容については、盛土規制法第21条第2項の規定により、以下の事項が市ホームページで公表されます。

- ・ 工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ・ 工事の届出年月日、工事施行者の氏名又は名称、工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 盛土もしくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土もしくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土もしくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量